

防人服第8652号
28.4.25

大臣官房秘書課長
防衛大学校総務部総務課長
防衛医科大学校事務局総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部人事部人事計画課長
海上幕僚監部人事教育部補任課長 殿
航空幕僚監部人事教育部補任課長
情報本部総務部長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部総務課長
防衛装備庁長官官房人事官

人事教育局サービス管理官
(公印省略)

自衛隊員が組織を代表して事業者等からの贈与を受けた際の贈与等報告書の提出について(通知)

標記について、贈与等報告書を提出する必要がある事例を別紙のとおり通知するので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

組織を代表して贈与を受けた際の贈与等報告書の提出について

1 自衛隊員倫理教本（平成28年4月）掲載事例

- (1) 問107 事業者が課の職員あてに手土産（3,000円のを3つ）を持参し、職員が受領した。この場合、報告の必要はあるのか。

答 課の代表又はこれに準ずる者より、贈与等報告書の提出の必要がある。

(2) 事例の解説

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第6条第1項において、部員級以上の隊員（行政職（一）5級相当以上の事務官等又は3佐以上の自衛官）は、事業者等から、5千円以上の贈与等を受けたときは、贈与等報告書を防衛大臣（防衛装備庁の職員である幹部隊員及び自衛官以外の隊員にあつては、防衛装備庁長官）に提出しなければならない旨規定されている。

本事例については、代表して受領した職員への贈与ではなく、実際に利益を享受する個々の課の職員への贈与であるが、透明性の確保の観点から、その組織の代表又はこれに準ずる者が贈与等報告書を提出する必要がある。

なお、自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）第5条第1項において、「自衛隊員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与等を受けてはならない」と規定されており、利害関係者に該当しない事業者等から贈与等を受ける場合、当該規定に違反することがないように十分注意する必要がある。

2 派遣部隊への激励品を受領した事例

- (1) 問 災害派遣に際し、事業者等から防衛省・自衛隊の活動を激励する目的で、飲食物などの激励品（一人当たり数百円程度）を受領した。この場合、報告の必要はあるのか。

答 部隊等の長又はこれに準ずる者により、贈与等報告書の提出の必要がある。

(2) 事例の解説

「被災地で活動している部隊の皆さんへ」との趣旨による激励品についても、代表して受領した隊員への贈与ではなく、実際に利益を享受する個々の隊員への贈与であるが、透明性の確保の観点から、部隊等の長又はこれに準ずる者が贈与等報告書を提出する必要がある。